

簡易な免許手続を行うことのできる無線局を定める告示の一部改正案等に対する意見募集
 —アマチュア局の保証の業務を行う者に関する見直し—
 (平成 26 年 4 月 19 日から同年 5 月 19 日まで意見を募集)

【意見募集対象】

- ・無線局免許手続規則の規定により、簡易な免許手続を行なうことのできる無線局を定める件（昭和 36 年郵政省告示第 199 号）の一部を改正する告示案
- ・電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める等の件（昭和 51 年郵政省告示第 87 号）の一部を改正する告示案
- ・無線設備の設置場所の変更検査を受けることを要しないアマチュア局の無線設備を定める等の件（昭和 58 年郵政省告示第 532 号）の一部を改正する告示案

【意見提出 22 件】※特に記載のないものについては個人からの意見です。

| No. | 提出された意見 | 意見に対する考え方 |
|-----|--|---|
| 1 | <p>今回、“アマチュア局の無線設備の保証の業務を行う者”を募集するとの事ですが、従来は何故か一社のみ に委託をしていたようですが、独占事業の弊害が明らかに現れていました。 今後は改定と同時に複数の者に委託するようお願い致します。</p> | <p>賛成意見として承ります。 なお、保証の業務を行う者は、要件を満たした者が、それぞれの自由意思で参入するものであり、総務省が委託等をしているものではありません。 総務省としては、健全な競争環境の中で、多くの方が保証の業務に参入し、利便性の向上や保証に要する手数料の低廉化などにより、アマチュア無線の振興につながることを期待しています。</p> |
| 2 | <p>改正案に賛成。ただし改正後の運用に関しては次の事項について検討していただきたいです。 現状、変更申請にかかわる手数料が一定のため、変更申請時に尋常では無い数の送信機の変更を行う局が います。そのため保証業務に係る時間が短縮されません。現状の 1 日で終わる保証業務も 1 ヶ月かかる保証 業務も手数料が同じというシステムでは、民間で持続可能な保証業務は提供出来ないと思います。手数料に 関しての見直しがあわせて必要だと思えます。 保証業務は単独の者に委託するのではなく、JARL（日本アマチュア無線連盟）を含めて 2 者以上で行うべ きだと思います。</p> | <p>賛成意見として承ります。 なお、保証に要する手数料等は、保証の業務を行う者が独自に設定するものです。 また、保証の業務を行う者は、要件を満たした者が、それぞれの自由意思で参入するものであり、総務省が委託等しているものではありません。 しかし、総務省としては、健全な競争環境の中で、多くの方が保証の業務に参入し、利便性の向上や保証に要する手数料の低廉化などにより、アマチュア無線の振興につながることを期待しています。</p> |

| | | |
|---|--|---|
| 3 | <p>本件改正案により、保証業務を株式会社等以外の者が行うことができるようになると思われます。</p> <p>これについて、保証業務を株式会社等が行うこととされた経緯は、法律に基づかない保証業務を公益法人が行うのは妥当でないという閣議決定があったためとのことです。</p> <p>確かに、法律の根拠もなく保証制度という権益を作り出し、これを公益法人が行うこととしてそこに官僚が天下るとするのは、妥当でないと思います。</p> <p>しかし、現在保証業務を行っている会社は、それに必要な人員や設備を JARD とシェアして業務を行っているとのことです。また、保証業務を行うことができる者を株式会社等に限定するか否かを問わず、法律に基づかない権益の作出という問題が生じることに変わりがないと思います。このため、保証業務を行うことができる者を株式会社等に限定するのは、必ずしも合理的でないと思います。</p> <p>したがって、保証業務を株式会社等以外の者が直接行うことができるようにすることには、賛成です。</p> <p>しかし、本件の保証制度は、「告示」に基づくものです。</p> <p>これについて、「告示」について規定する国家行政組織法第 14 条には、同法第 12 条第 3 項のような規定がありません。このため、憲法第 31 条からしても、「告示」によって義務を課し、又は権利を制限することは、許されないと思います。</p> <p>確かに、本件の保証制度は、申請に当たって課される義務を軽減するものです。このため、形式的には、違憲又は違法でないと思えます。</p> <p>しかし、簡易な免許手続等を行うためには、本件の保証を受けることが要件となります。このため、実質的には、簡易な免許手続等を行おうとする者に対して本件の保証を受ける義務を課するのと同様であり、前記のような形式的な解釈には、重大な疑問があると思います。</p> <p>したがって、前記のような法律に基づかない権益の作出という問題点があることも考え合わせれば、本件の保証制度は、「告示」ではなく法令において規定すべきだと思います。</p> | <p>賛成意見として承ります。</p> <p>なお、その他の御意見については、参考として承ります。</p> |
| 4 | <p>保証業務を行う業者への規制を緩和する事よりもアメリカと同じ様に「包括免許」方式になぜ出来ないのか疑問？</p> | <p>本意見募集とは直接関係のないものとして取り扱いました。</p> |
| 5 | <p>現在の保証認定制度は、送信機の系統図を提出させ書類審査のみでお墨付きを与える制度です。一般的に発せられる電波の測定値等は、提出されていませんが、それでも規定された電波の質は、満たされている事になっていきますし特に何か大きな問題があったとの話は聞きません。例えば総務省でアマチュア無線局として免許出来る送信機の詳細基準を分かりやすく公表しそれに沿って自己申告で申請を行った場合とで何か違いが有るのでしょうか。そもそもアマチュア無線技士とは、特殊無線技士と違い電波の質に影響を与える可能性がある無線機器の製作改造実験を行うことの出来る資格であり、諸外国の包括免許のように各級で免許される範囲内の無線機器を特段手続きなしで自由に使えるようにしても問題など起こりえないはずなのです。もし何か問題が起こったのならそれは、本来必要とされる能力のない者に従事者免許を与えてしまった結果であり試験内容の問題です。局免許の申請の段階で制約を課すべきではありません。ある出力以下は、自作の無線機であっても申請なしで自由に実験可として構わないのでは、ないでしょうか。</p> | <p>本意見募集とは直接関係のないものとして取り扱いました。</p> |

| | | |
|---|---|---|
| 6 | <p>まず、既存の天下り温床である JARL・JARD・株式会社 TSS の保証認定業務を解除し、かつ、同 3 会社組織に再認定をしないとしたうえで、一般企業・団体・個人に保証業務を行わせることとすることが望ましい。この条件であれば改正案に賛成である。</p> | <p>保証の業務を行う者は、要件を満たした者が、それぞれの自由意思で参入するものです。</p> <p>総務省としては、健全な競争環境の中で、多くの方が保証の業務に参入し、利便性の向上や保証に要する手数料の低廉化などにより、アマチュア無線の振興につながることを期待しています。</p> |
| 7 | <p>要旨：改正案に賛成する。</p> <p>(1) 保証を行う者の条件（電波関係審査基準、関連告示）に合致する者ならば、株式会社および有限会社でなければならないという条件撤廃は規制緩和であり、歓迎する。</p> <p>(2) アマチュア局向け機器は多岐にわたり、いわゆるプロ向け機器と比べると独特の部分が在る。これに精通しているマチュア無線機器製造会社、販売会社が保証を行う余地ができることは良いと思う。</p> <p><u>（総務省注：以下に別紙記載意見）</u></p> <p>1 賛否：保証する者の条件緩和に賛同する。</p> <p>2 意見：</p> <p>(1) 賛否 改正案に賛同する。</p> <p>(2) 法人格条件撤廃に賛成 保証を行う者として、一定の知識があるならば、株式会社、有限会社、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人等である必要は無いと思う。</p> <p>(3) 指導員規定は現行維持 平成 13 年 2 月 5 日付け 募集要項公示告示において「各都道府県毎に 2 名以上の指導員を置くこと」とされている部分は現行どおりで良いと思います。 但し、この指導員の条件には保証を行う者との雇用契約が無い者で在っても良いということは明文化していただきたい。</p> <p>(4) 専門性からの観点 アマチュア局の設備は長波帯(135kHz)から極超短波帯(249GHz)まで幅広く、各周波数帯の特徴を踏まえた知識を費等用とします。それを踏まえれば、製造事業者、販売事業者が参入する条件を緩和することはアマチュア局免許人として歓迎する。 但し「販売（製造）と同時に保証を行う（類似行為含む）」はできないような規定は必須と考えます。</p> <p>(5) 意見者属性 <u>（総務省注：この部分は個人が特定できる内容が記載されているため非公表としました。）</u></p> | <p>要旨(1)については、賛成意見として承ります。</p> <p>要旨(2)については、今後の参考として承ります。</p> |

| | | |
|----|--|---|
| 8 | 保証認定業務の新規参入を促す改正と理解されますので支持します。 | 賛成意見として承ります。 総務省としては、健全な競争環境の中で、多くの方が保証の業務に参入し、利便性の向上や保証に要する手数料の低廉化などにより、アマチュア無線の振興につながることを期待しています。 |
| 9 | 賛成します。 持分会社や一般社団法人・一般財団法人など、株式会社（特例有限会社を含む。）以外の者がアマチュア局の保証の業務を行うことが出来るようになるのを歓迎します。 これにより、「一の者がアマチュア局の保証の業務を独占している状態」が解消されることを期待します。 なお、不当な差別的取り扱いを行う恐れがあるなど、アマチュア局の保証の業務にふさわしくない者が参入することがないよう、万全を期して頂きたいと考えます。 | 賛成意見として承ります。 総務省としては、健全な競争環境の中で、多くの方が保証の業務に参入し、利便性の向上や保証に要する手数料の低廉化などにより、アマチュア無線の振興につながることを期待しています。 |
| 10 | 改正理由が「保証の業務を行う者について見直しを行うため」ということになっているが、見直しの必要性や理由の説明が一切ない。意見の出しようがないという意見をあえて提出する。行政手続法の目的を尊重して意見募集をすべき。 | 今後の参考として承ります。 |
| 11 | 意見募集対象 ・昭和36年郵政省告示第199号の一部を改正する告示案 ・昭和51年郵政省告示第87号の一部を改正する告示案 ・昭和58年郵政省告示第532号の一部を改正する告示案 について、賛成します。 このたびの改正案は、アマチュア無線局の開設（増設・変更含む）手続きに当たり、技術基準適合証明の無い無線機等を使用する際などに、無線設備の保証を得る手段が広がる可能性があるものであり、将来的にもこの保証制度の安定的運用が期待でき、ひいてはアマチュア無線の楽しみの一つである無線設備の自作等を通じた無線科学の探求等の振興にも資するものと思料します。【一般社団法人日本アマチュア無線連盟】 | 賛成意見として承ります。 総務省としては、健全な競争環境の中で、多くの方が保証の業務に参入し、利便性の向上や保証に要する手数料の低廉化などにより、アマチュア無線の振興につながることを期待しています。 |
| 12 | 総務省案には賛成で、特に異論はありません。 しかしながら、なぜ今ごろになって10数年前の従前のルールに戻すのかについての説明がどこにもないのが解せないところです。 | 賛成意見として承ります。 |
| 13 | この度の改正案により、アマチュア局の保証実施者の制限が解除されることは賛成です。 なお、アマチュア局の保証実施者には電波法を遵守し公正な業務を行っていただくよう切に望みます。 また、この改正案の後に公示されると思われる「保証実施者要領」では、実施者が健全な業務を行っているかを把握するためにも、業務実施状況について「要求があったとき」ではなく「定期的」に報告させることが必要だと考えます。 一個人の希望として、アマチュア局の保証実施者は、過去にこの業務を行っていた実績がありアマチュア無線に関する知識全般及び振興という観点から JARD で実施していただくことが最も良いと思っております。 | 賛成意見として承ります。 総務省としては、健全な競争環境の中で、多くの方が保証の業務に参入し、利便性の向上や保証に要する手数料の低廉化などにより、アマチュア無線の振興につながることを期待しています。 また、その他の御意見については、今後の参考として承ります。 |

| | | |
|----|---|---|
| 14 | <p>現行の「アマチュア無線用機器の製造業者」等を除くことは合理性があると思われるが、改正案では単に「総務大臣が別に定める」とあるだけであり、その内容が明らかでない。</p> <p>「別の定め」とはどのような内容を想定しているのか、案でもよいので明らかにしなければ意見公募の意味がない。</p> <p>よって、総務省は、「別の定め」として想定している内容を早急に明らかにし、意見公募手続をやり直すべきである。</p> | <p>今後の参考として承ります。</p> <p>なお、「別に定める」ものとしては、一定の設備、知識を有する者を想定しており、今後、速やかに公表する予定です。</p> |
| 15 | <p>現行は200W以下ですが、100W以下、またはもっと下げて50W以下などにすべきでしょう。最近の住宅事情や電気製品の低電圧化（マイコン部分など）でハイパワーが与える影響は計り知れません。もう昔とは違い、TVや通信に与える影響だけを考えているわけではありません。1アマも個人的にKwなどは、趣味の範囲を超えてると思います。また半径1Km以内に人が居住していない場合など、に規制するべきでしょう。それと認定や検定は国がやるべきで、民間業者にまかせるのは、守秘義務や無線機製造業者との癒着など問題がありすぎです。</p> | <p>アマチュア局の無線設備の保証は、技術基準適合証明を受けていない無線設備（いわゆる「自作無線機」等）が電波法の技術基準に適合しているか、国の無線局検査を経ることなく、民間会社等が保証するものであり、結果的にアマチュア局免許人の利便に資するものと考えています。</p> |
| 16 | <p>改正案に賛成します。</p> <p>アマチュア無線は、全盛期と比べて局数が半分になっていることから、アマチュア無線の振興のためにも、業界全体を再編し、保証の業務もJARD（アマチュア無線振興協会）に戻すべきだと思います。技適認定はJARDで保証認定はTSSというのはおかしい。一元化するべきです。</p> | <p>賛成意見として承ります。</p> |
| 17 | <ul style="list-style-type: none"> ・一部改正案等について以下の追加改正を要望いたします。 いずれも、空中線電力200ワット以下となっていますが、1000ワット以下へ改正。 ・意見募集の対象とはなっていませんが、アマチュア局の保証実施者要領（公示）について以下の改正を要望いたします。 <p>保証の業務を実施する地域（都道府県）の追加 200Wを1000Wに改正 株式会社又は有限会社の削除 指導員について、保証の業務を実施する地域（都道府県）ごとに2名以上に改正 上記の改正等にとまなう、各条項の整備および改正。</p> | <p>今後の参考として承ります。</p> |
| 18 | <p>改正案に賛成します。</p> <p>本改正は、アマチュア無線局の開設等の免許手続きに係る制度がより柔軟となるものであり、アマチュア無線の振興に資するものと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【一般財団法人日本アマチュア無線振興協会】</p> | <p>賛成意見として承ります。</p> <p>総務省としては、健全な競争環境の中で、多くの方が保証の業務に参入し、利便性の向上や保証に要する手数料の低廉化などにより、アマチュア無線の振興につながることを期待しています。</p> |

| | | |
|----|---|---|
| 19 | <p>意見 1 :</p> <p>今回の改正案は、アマチュア局の無線設備に関する保証認定を行う機関が、現行では「株式会社又は有限会社に限定されている」ものを、「総務大臣が公示する者であれば株式会社又は有限会社に限定しない」とする改正案と理解しました。</p> <p>先般 TSS と JARL の間で生じたトラブルを見ても、両者の関係が一般常識的に正常であったとは思えません。保証認定を行う機関は JARL → JARD → TSS と変遷しましたが、常に JARL との癒着があったことは多くのアマチュア局が知る事実です。</p> <p>今回の改正により、保証認定業務を行うことのできる候補機関が増え、公正な競争入札が期待できます。このことから、私は今回の改正案に賛成いたします。</p> <p>新たに保証認定を行う機関の選定においては、JARL と利害関係のない機関を選定して頂くことを強く希望します。</p> <p>意見 2 :</p> <p>現在アマチュア局が使用する送信機のほとんどは技術適合機種であり、一部の例外を除けば、保証認定を受けることなく開局、及び、変更申請をすることができます。これは、「技術適合機種を使用する限り保証認定制度は不要」と言い換えることができます。</p> <p>諸外国におけるアマチュア局の免許は、いわゆる包括免許制度が導入されているのに対し、日本ではプロ局（業務局）とアマチュア局を、同じ法律や規則の下で管理している点に問題があります。</p> <p>某総合通信局のアマチュア局担当の方の非公式な個人的見解ですが、「アマチュア局とプロ局はその目的が大きく異なるため、法律に違反しない限りアマチュア局にはある程度の自由度を認めたい」との本音を聞いています。</p> <p>今回の改正に合わせて、「アマチュア局が技術適合機種を使用する場合に限る」という条件で、以下のような改正を提案します。これにより各総合通信局の免許状発給、及び、指定事項変更の業務は大幅に軽減され、かつ、手数料収入は変わらないため、非常に現実的であると思います。</p> <p>①開局、及び、変更申請の際に、使用する技術適合機種を届け出なくても良い。（技術適合機種であれば、どの機種を使用しても良く、変更も自由。）</p> <p>②アマチュア局の免許状には、無線従事者資格、及び、空中線電力の上限（最大 200W）のみを記載し、周波数帯、及び、電波型式等の指定事項は記載しない。（無線従事者資格の操作範囲内であれば、アマチュア局に許可される全ての周波数帯、及び、電波型式で運用して構わない。）</p> | <p>意見 1 については、賛成意見として承ります。</p> <p>なお、保証の業務を行う者は、要件を満たした者が、それぞれの自由意思で参入するものであり、総務省が委託等しているものではありません。</p> <p>意見 2 については、本意見募集とは直接関係のないものとして取り扱いました。</p> |
|----|---|---|

| | | |
|----|--|--|
| 20 | <p>○この度の改正案に賛成します 「必要な能力を有する者が希望する場合は、原則として保証業務を実施できる。」ようにして、独占の防止と健全な競争を確保し、本制度の利用者となるアマチュア無線家の利便性向上を図っていただきたい。</p> <p>○いわゆる包括免許のお願い 米国、欧州などのアマチュア局では、安価で簡素なソフトウェア無線機(SDR)による運用が増えています。しかし、日本では現行の保証制度が障壁となり、ごく少数に止まっているようです。 一定の資格(例えば、第一級および第二級アマチュア無線技士以上)を有する者が開設する、小出力(例えば、50W以下)のアマチュア局については、開設者の自己宣言をもって保証に代えることを可能として、米国や欧州などのアマチュア無線局免許制度との整合性を確保して頂きたい。</p> | <p>賛成意見として承ります。 なお、その他の御意見については、本意見募集とは直接関係のないものとして取り扱いました。</p> |
| 21 | <p>現行規則下におきまして、20W以下の出力となる付属機器の増設は「許可を要しない工事設計の軽微な事項」に該当しており、遅滞なく届出ることによって運用することが可能となっております。</p> <p>このことから、少なくとも出力20Wまでの無線設備のにつきまして、今回の改正案における「総務大臣が別に定めるところにより公示する者」の中に、「無線従事者(アマチュア無線技師)の資格を有する者」を含めて頂き、遅滞なく届け出ることによって、該当無線設備の運用が行えるようにして頂けるよう希望します。</p> <p>無線従事者(アマチュア無線技師)の資格においても、その級毎に認められる出力に制限がありますので、「～別に定めるところにより公示する者」につきましても、それぞれの資格によって保証の業務を行うことの出来る出力に制限を設けることも必要と考えます。</p> | <p>今後の参考として承ります。</p> |
| 22 | <p>株式会社又は有限眼社だけではなく、利益を目的としない一般社団法人等も保証業務に参入できるのであれば、大いに賛成します。</p> | <p>賛成意見として承ります。</p> |